

運営スタッフ向けガイド

下記に記載されている項目はイベント開催に向け最低限お守りいただくものとなります。
詳しくは『専用利用ガイド』を必ず参照ください。

開場時間

閉場時間



準備

イベント

片付け・清掃

時間外利用
¥8,000/1時間

通常利用時間

時間外利用
¥8,000/1時間

準備・片付け清掃含め計画的なイベント進行をお願いします

タイムスケジュール

4. 利用時間及び休場日【条例第5条第1項及び規則第2条第1項、第2項】

(1) 本施設の基本営業時間は8時から17時までとします。その他の時間は延長料金をお支払いいただくことで利用が可能です。また、自動車等の走行を伴う走行可能時間は、9時から12時まで及び13時から16時までとします。ただし、EVカート・EV車両のみ12時から13時、16時から17時の走行も可とします。

入ロゲート

駐車場内



- ・入ロゲートに交通誘導員を配置し路上駐車に注意を促す。場合により入場規制をする。
- ・駐車場に交通誘導員を配置し迷惑駐車のないように場内整理をお願いします。

路上駐車等が確認された際は解決までイベントを一時中断する場合がございます

駐車場スタッフ

8. 施設利用の受付手順等

③ スタッフの確保と配置・専用内容や規模に応じ、次のスタッフを必要数配置してください。
a コース管制人 b フラッグマン c 医師・看護師 d 交通整理人
(市道からの出入口へ配置・場内車両整理人・場内監視人) e 臨時駐車場管理スタッフまたは警備

(4) 専用利用日当日【規則第10条】

③ 施設周辺で迷惑駐車を発見した場合は速やかに対象車両の移動をお願いします。対象車両を移動する間は、ご利用を一時中断させていただきます。



- ・施設備品をレンタルされた際は丁寧に扱い、元の保管場所へご返却ください。
- ・全ての貸出備品には数に限りがあります。使用数など計画的にご利用ください。

施設の設備を移動などした際は必ず元に戻してください。

備品について

9. 原状回復及び損害賠償の義務【条例第14条～15条、規則第11条】

(1) 利用者は、その利用が終わったときは、速やかに原状回復のうえ撤収してください。
(2) 施設及び附属設備若しくは備品等を損壊し、また滅失したときは、「損壊・滅失届(様式第12号)」を提出してください。損壊が故意、過失であると認められた場合、市及び施設管理者から原状回復に要する費用や損害賠償を求めます。
(3) 市及び施設管理者は、利用時間中に発生した事故、事件、その他不測の事態等により生じた損害等に対し、原則として一切の責任を負わないものとします。

誓約書



- ・コース内走行・同乗する際は誓約書の記入が必須となります。
- ・走行者・同乗者の服装、装備違反がある際はコースインさせないでください。

施設の設備を移動などした際は必ず元に戻してください。

走行・同乗に際して

(4) 専用利用日当日【規則第10条】

① 参加・走行される方へ安全管理について周知を行ってください。走行される方、同乗をされる方全員に「誓約書(様式第2号)」に記入してもらい、走行終了後に施設スタッフへ記入済みの誓約書をお渡しください。

7. 団体競技利用時の注意事項

② 同乗者は「誓約書(様式第2号)」を提出している者であること。
③ 同乗者の服装は「施設利用の注意事項」を厳守し乗車側の窓は全閉すること。
④ ヘルメットを必ず着用すること
⑤ 乗車は定員内とする。
⑥ その他、十分な安全管理を行うとともに、市及び施設管理者の指示に従うこと。





- ・場内は指定場所以外禁煙です。特にパドックでの喫煙者退場願います。
- ・安全の為、コース内の侵入や走行路の歩行など注意するようにしてください。

常に安全に配慮し、都度参加者・来場者にアナウンスしてください

場内の禁煙・安全配慮について

【利用者注意事項】

5. コース及びパドック内は火気厳禁です。

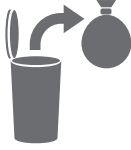
【利用者・観覧者共通注意事項】

- 立入禁止エリアへの進入禁止
- 指定エリア以外での喫煙禁止(電子タバコを含む)

ゴミ箱処理

場内清掃

オイル処理



- ・イベント中の場内全てのゴミ箱の管理をお願いします。
- ・ゴミを燃やすパドックのタイヤカスを清掃し、オイル汚れもクリーナで綺麗にしてください。

現状回復にて施設返却をお願いします。汚れた状態、ゴミ放置のないように。

イベント中・イベント後

(4) 専用利用日当日【規則第10条】

④ ご利用後はご利用場所の清掃と原状回復、全車両の退場を行ない、施設スタッフとのチェックを行なってください。

9. 原状回復及び損害賠償の義務【条例第14条～15条、規則第11条】

(1) 利用者は、その利用が終わったときは、速やかに原状回復のうえ撤収してください。
(2) 施設及び附属設備若しくは備品等を損壊し、また滅失したときは、「損壊・滅失届(様式第12号)」を提出してください。損壊が故意、過失であると認められた場合、市及び施設管理者から原状回復に要する費用や損害賠償を求めます。
(3) 市及び施設管理者は、利用時間中に発生した事故、事件、その他不測の事態等により生じた損害等に対し、原則として一切の責任を負わないものとします。